

相続のお支払い手続き等に
関するご案内

平塚信用金庫

この度はご親族様のご逝去に接し
心よりお悔やみ申し上げます。
お亡くなりになられた方の
相続のお手続きにつきまして、
ご案内させていただきます。
ご不明な点がございましたら、
お取引店までお問合せくださいますよう
お願い申し上げます。

目次

○相続における用語のご説明	P1
1. 相続に関するお手続きの流れ	P2
2. 相続手続きが完了するまでのお取引について	...	P3
3. 残高証明書発行についてのご案内	P4
4. 相続の方法と必要書類のご案内	P5
5. 被相続人の戸籍謄本（全部事項証明書）等	...	P10
6. 相続人確認表の作成	P12

○相続における用語のご説明

1. 被相続人

お亡くなりになった預金者様をいいます。

2. 相続人

相続財産を相続する権利を有する方をいいます。

3. 相続財産

主に次のようなものがあります。

- ・土地、建物（※）
- ・現金、預金
- ・株式、投資信託等
- ・債務（ローン、保証債務、連帯債務等）

※ 令和6年4月1日より、相続登記の申請が義務化されています。

4. 遺言書

被相続人が、生前に自分の財産を誰にどのように残したいか、自分の意思や想いを確実に伝えるための手段です。


遺言書の種類には、「自筆証書遺言」「秘密証書遺言」「公正証書遺言」があります。詳しくはP5をご参照ください。

5. 自筆証書遺言書保管制度

2020年（令和2年）7月10日からスタートした自筆証書遺言書を法務局で保管する制度です。

相続開始後に必要となる「家庭裁判所の検認」を省略することができるなどのメリットがあります。

詳細については、法務局のホームページよりご確認ください。

「自筆証書遺言書保管制度について」



6. 遺産分割協議

相続財産を誰がどのように相続するかを相続人全員で協議するものです。協議結果を書面に残したものを「遺産分割協議書」といいます。

相続に関するお手続きの流れ

お亡くなりになられたことのご連絡

- お取引店へご連絡ください。
- 当金庫がお亡くなりになられた事実を知った時点で、お引出やお預入れができなくなります。

相続方法のご確認と必要書類のご準備

- 遺言書の有無をご確認ください。
- 残高証明書のご案内はこちら ➡ P4
- ご用意いただく書類のご案内はこちら ➡ P6
- ※ お取引の内容や相続方法に応じてご用意いただく書類が異なりますので、詳しくはお取引店にお問合せください。

相続手続依頼書等のご記入および必要書類のご提出

- 「相続手続依頼書」「相続人確認表（P13）」等の書類にご記入をお願いいたします。
- ※ お取引の内容や相続方法により、署名をいただく方やご記入方法が異なりますので、取引店にてご案内いたします。
- ※ 「相続手続依頼書」は、当金庫ホームページよりダウンロードできます。
(<https://www.shinkin.co.jp/hiratuka/consultation/inheritance.html>)
- 必要書類をご提出ください。
- ※ 戸籍謄本や印鑑登録証明書等については、原本の返却はいたしかねます。ご事情により原本の返却をご要望される場合は、ご提出時にお取引店までお申し出ください。
ただし、お取引内容により、ご要望にお応えできないことがあります。

相続預金手続きの開始～完了

- 相続手続依頼書、必要書類等が揃ってから、手続き完了まで2週間程度いただくことがあります。
- ご融資等の別途手続きが完了した後に、ご預金の解約手続きを行います。
- 手続きが完了しましたら、ご連絡いたします。
お支払済み通帳、ご預金の解約計算書、お振込みの受取書等を返却いたします。

お取引内容とお取扱方法

	お取引内容	お取扱方法
1	口座振替契約 ※公共料金の引落など	<ul style="list-style-type: none"> • 口座振替を停止いたします。 • 各収納機関へは別途納付書等によりお支払ください。 • 必要に応じて、口座振替元の企業様に連絡いただき、お引落口座の変更手続きをお願いします。
2	振込入金	<ul style="list-style-type: none"> • お取扱いできません。 • 継続的なお振込みの場合は、ご依頼人に連絡いただき、振込口座変更手続き等をお願いします。
3	総合口座	当座貸越がある場合は、定期性総合口座取引規定12条（差引計算等）に基づき、当金庫にて担保定期預金より充当させていただきます。
4	定額自動送金	<ul style="list-style-type: none"> • 自動送金を停止いたします。 • 必要に応じて、お受取人にご連絡いただき、別途振込手続きをお願いします。
5	出資	<ul style="list-style-type: none"> • 法定脱退もしくは相続加入手続きが必要となります。 • 「相続加入」を希望される場合は、相続開始日より3か月以内にお申し出ください。 <p>なお、相続加入できるのはおひとり様のみとなります。</p>
6	当座預金	<ul style="list-style-type: none"> • 当座勘定規定に基づき、解約処理となります。 • 未使用の小切手、手形用紙はご返却ください。 • 未決済の小切手、手形がある場合はお申し出ください。
7	貸金庫	<ul style="list-style-type: none"> • 開扉することができなくなります。 • 開扉、格納物のお受取等につきましては、原則、相続関係者様全員によるお手続きが必要です。
8	電子記録債権 (でんさい)	<ul style="list-style-type: none"> • お取引できなくなります。 • 現在のお取引状況によりお手続きが異なりますので、お取引店よりご案内させていただきます。
9	融資	別途お手続きが必要となりますので、お取引店よりご案内させていただきます。
10	預り資産・投資信託	

※上記お取引以外にも、別途手続きを要する場合がありますので、ご了承ください。

残高証明書とは

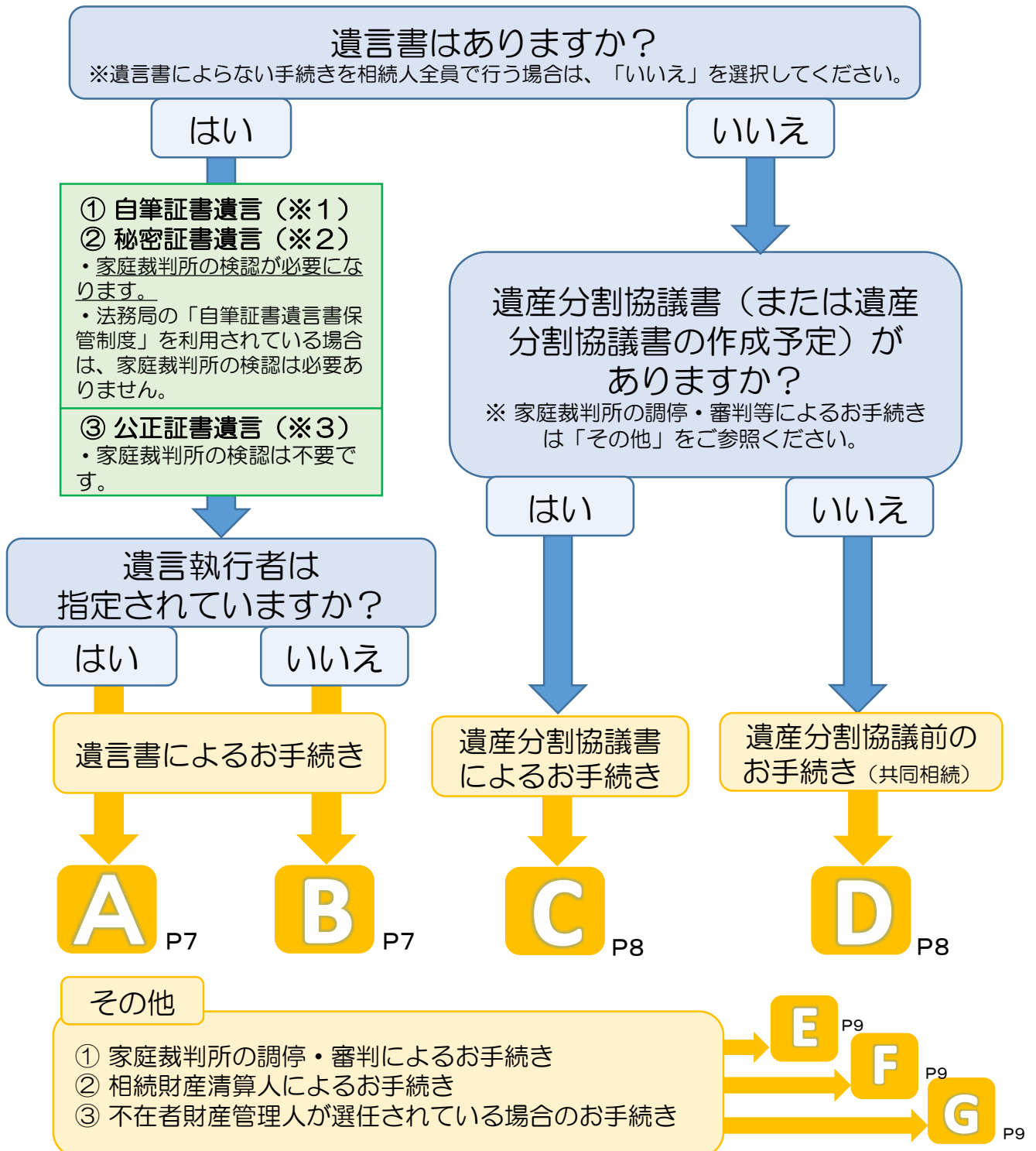
- 相続手続きにおける「遺産分割協議」等の準備のため、被相続人の当金庫取引の各種残高を証明する書類です。
- 当金庫所定の残高証明書発行手数料をいただきます。

残高証明書発行のご依頼

- 相続人または正当な権利を有する方（遺言執行者等）のいずれかお一人のご依頼にて発行いたします。
 - ※「残高証明書発行依頼書」は、当金庫ホームページよりダウンロードできます。
(<https://www.shinkin.co.jp/hiratuka/consultation/inheritance.html>)
- 次の書類等をご用意ください。
 - ※必要書類の詳細につきましては、上記記載の当金庫ホームページをご参照ください。
 - ・被相続人の除籍謄本等
 - ※ お亡くなりになったことが分かる公的書類
 - ・ご依頼者様が相続人または正当な権利を有する方（遺言執行者等）であることが分かる書類
 - ・ご依頼者様の本人確認書類
 - ・実印および「印鑑登録証明書」
 - なお、ご依頼者様が当金庫にお取引がある場合は、お届け印での発行依頼も可能です。

残高証明書の発行

- 発行まで1～2週間程度いただくことがありますので、予めご了承ください。



※1 遺言者（被相続人）が自分で遺言の内容の全文と日付を記載して署名・押捺するものです。

※2 遺言内容を公証人が書き留めた遺言書です。原本は公証役場に保管されています。

※3 遺言者（被相続人）が自分で遺言の内容と日付を記載して署名・押捺した後、封緘したうえで公証役場で証明してもらう遺言書です。保管は遺言者に一任されています。

※ 遺産分割協議書や印鑑登録証明書、戸籍謄本等の提出書類はすべて**原本**をご用意ください。
 印鑑登録証明書等の有効期限は取得後3ヶ月となります。
 なお、印鑑登録証明書等の原本の返却はいたしかねます。ご事情により原本の返却を要望される場合は、ご提出時にお取引店までお申し出ください。
 ただし、お取引内容により、ご要望にお応えできないことがあります。

1. 被相続人に関する書類

- 除籍記載のある戸籍謄本等
 - ※ 亡くなったことが確認できる公的書類
- 通帳・証書・キャッシュカード等

2. 相続手続きに関する書類

- 当金庫所定の「相続手続依頼書」
- ※ 相続人または正当な代理権をお持ちの方が自署し、各自のご実印を押捺してください。

3. 該当のある場合にご用意いただく書類

- 相続人に未成年の方がいる場合
 - 「特別代理人選任審判書謄本」（家庭裁判所）および特別代理人の「印鑑登録証明書」
- 相続人に海外居住者・外国籍の方がいる場合
 - 「サイン証明書」「在留証明書」「署名証明書」のいずれか
- 相続放棄された方がいる場合
 - 「相続放棄申述受理審判書」または「相続放棄申述受理証明書」（家庭裁判所）
- 欠格・廃除された方がいる場合
 - 「刑に関する判決書」「事実を証明する審判書」「相続欠格証明書」等（家庭裁判所）
- 相続人に成年後見制度利用中の方がいる場合
 - 「登記事項証明書」および成年後見人等の「印鑑登録証明書」
- 相続人が手続きを委任した代理人がいる場合
 - 「委任状」等
- 行方不明の相続人がいる場合
 - ① 不在者財産管理人が選任されている場合
 - P9をご参照ください。
 - ② 失踪宣告された方がいる場合
 - その旨が記載された戸籍謄本等
 - ※ 失踪宣告は死亡と同等の扱いとなり、お子様がいる場合は代襲相続の対象となります。

※ 相続の方法等に応じて、ご用意いただく書類が上記と異なる場合がありますので、予めご了承ください。

A

遺言書によるお手続き（遺言執行者がいる場合）

手続きする方：遺言執行者

1. 被相続人に関する書類

- 「遺言書」
- 「遺言書検認調書謄本」（家庭裁判所）
 - ※ 自筆証書遺言、秘密証書遺言の場合
 - ※ “自筆証書遺言保管制度”を利用された場合は不要です
- 「遺言書情報証明書」（法務局）
 - ※ “自筆証書遺言保管制度”を利用された場合
 - ※ 家庭裁判所による検認は不要です

2. 相続手続きに関する書類

- 「遺言執行者選任審判書謄本」（家庭裁判所）
 - ※ 家庭裁判所が遺言執行者を選任した場合
- 遺言執行者の本人確認書類
- 遺言執行者の「印鑑登録証明書」

B

遺言書によるお手続き（遺言執行者がいない場合）

手続きする方：当金庫の預金を相続される方

1. 被相続人に関する書類

- 「遺言書」
- 「遺言書検認調書謄本」（家庭裁判所）
 - ※ 自筆証書遺言、秘密証書遺言の場合
 - ※ “自筆証書遺言保管制度”を利用された場合は不要です
- 「遺言書情報証明書」（法務局）
 - ※ “自筆証書遺言保管制度”を利用された場合
 - ※ 家庭裁判所による検認は不要です

2. 相続手続きに関する書類

- 当金庫の預金を相続される方の「印鑑登録証明書」

※ 相続の方法等に応じて、ご用意いただく書類が上記と異なる場合がありますので、予めご了承ください。

C

遺産分割協議書によるお手続き

手続きする方：当金庫の預金を相続される方

1. 被相続人に関する書類

- 「法定相続情報一覧図（P10）」または生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本（全部事項証明書）等

2. 相続手続きに関する書類

- 遺産分割協議書
- 相続人の戸籍謄本（全部事項証明書）等
 - ※ 相続人が亡くなり、そのお子様が相続される場合（代襲相続）のみご用意ください。
 - ※ 亡くなった相続人の方の生まれてからお亡くなりになるまでの戸籍謄本（全部事項証明書）等が必要になる場合があります。
- 当金庫の預金を相続される方の「印鑑登録証明書」（原本）
 - ※ 遺産分割協議書に添付されている場合は、新たに取得する必要はありません。ただし、遺産分割協議から長期間経過している場合等、新たに取得いただくことがあります。
- 手続きの窓口になる方の本人確認書類

D

遺産分割前のお手続き（共同相続）

手続きする方：相続人全員

1. 被相続人に関する書類

- 「法定相続情報一覧図（P10）」または生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本（全部事項証明書）等

2. 相続手続きに関する書類

- 相続人の戸籍謄本（全部事項証明書）等
 - ※ 相続人が亡くなり、そのお子様が相続される場合（代襲相続）のみご用意ください。
 - ※ 亡くなった相続人の方の生まれてからお亡くなりになるまでの戸籍謄本（全部事項証明書）等が必要になる場合があります。
- 相続人全員の「印鑑登録証明書」
- 手続きの窓口になる方の本人確認書類

※ 相続の方法等に応じて、ご用意いただく書類が上記と異なる場合がありますので、予めご了承ください。

E

家庭裁判所の調停・審判によるお手続き

手続きする方：当金庫の預金を相続される方

1. 相続手続きに関する書類

- 調停調書謄本
※ 調停による場合にご用意ください
- 審判書謄本・確定証明書
※ 審判による場合にご用意ください
- 当金庫の預金を相続される方の「印鑑登録証明書」
- 手続きの窓口になる方の本人確認書類

F

相続財産清算人によるお手続き

- 「相続財産清算人選任審判書謄本」（家庭裁判所）
- 相続財産清算人の「印鑑登録証明書」
- 相続財産清算人の本人確認書類

G

不在者財産管理人が選任されている場合のお手続き

※ A～Dのいずれかの必要書類とともにご用意ください。

- 「不在者財産管理人選任審判書謄本」「財産目録」等（家庭裁判所）
- 不在者財産管理人の「印鑑登録証明書」
- 不在者財産管理人の本人確認書類

※ ご案内に記載のないお手続きの場合は、別途ご案内させていただきますので、お取引店までお問合せください。

※ 相続の方法等に応じて、ご用意いただく書類が上記と異なる場合がありますので、予めご了承ください。

1. 被相続人の戸籍謄本等が必要な理由

- 相続人を確認するために、被相続人の出生時から死亡時までの連続した戸籍謄本が必要になります。

2. 取得方法について

- 市区町村の役場にて、取得することができます。
 - ※ 令和6年3月1日に施行された改正戸籍法にて「広域交付制度」が新設され、本籍地以外の役場でも戸籍謄本が取得できるようになりました。
 - ※ 兄弟姉妹の場合など、取得できないことがあります。詳しくは市区町村の役場にお問合せください。

👉 「法定相続情報一覧図」について

- 相続登記を始めとする相続手続きを円滑に進めるために新設された、「法定相続情報証明制度」に基づき法務局にて発行されるものです。
- 当金庫の相続手続きでは、本ページに記載のある被相続人の戸籍謄本（全部事項証明書）等の代わりとして利用いただくことができます。
- 詳細につきましては、法務局ホームページよりご確認ください。

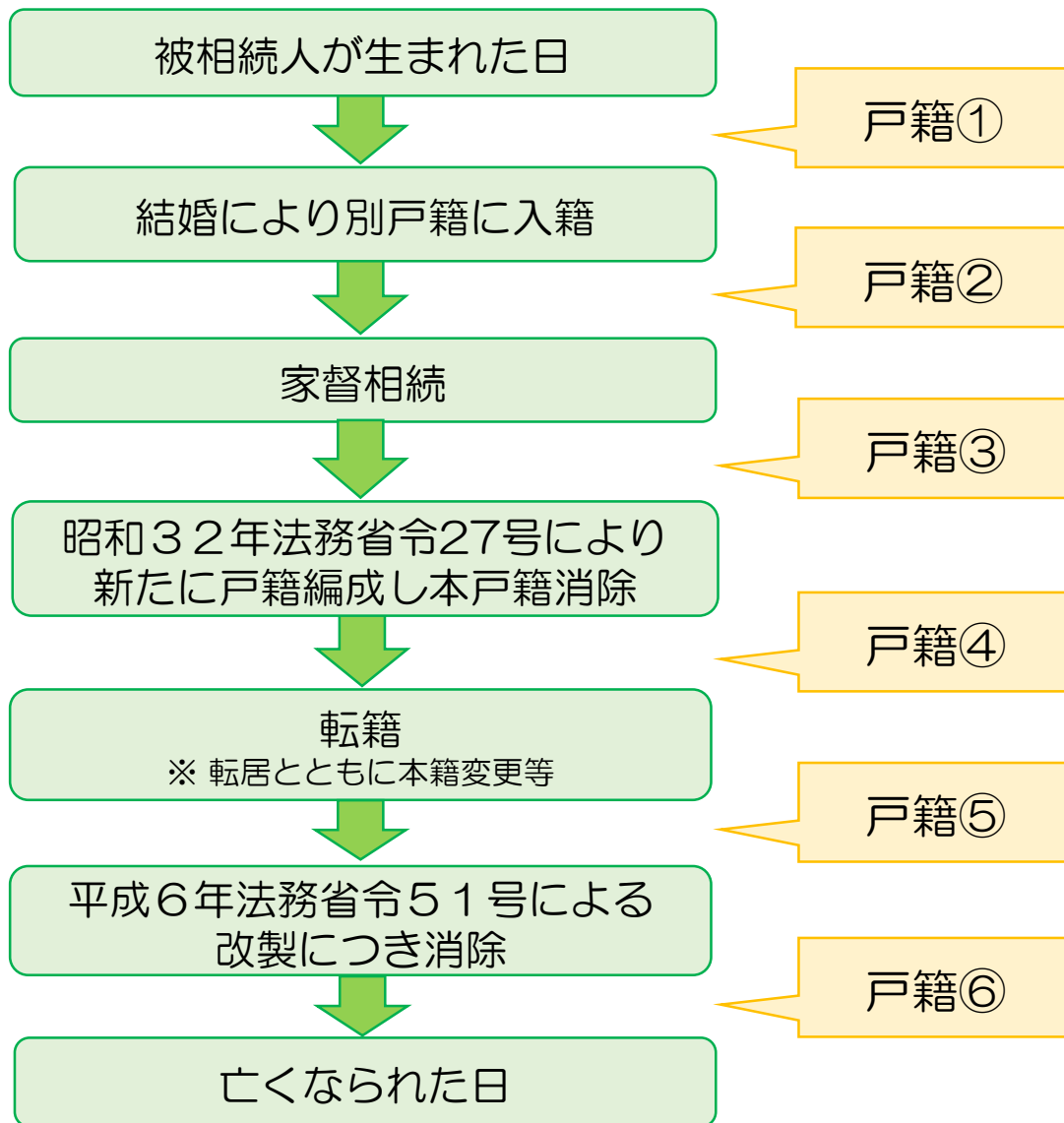
「法定相続情報証明制度について」👉



3. 戸籍謄本記載の仕組み

○ 戸籍は「転籍」「入籍」「除籍」または「編成」等の理由の都度新たに作られるため、被相続人によっては複数に亘ることがあります。

【主な戸籍の変更理由の例】※大正生まれの方の場合



このケースでは、計6通必要となります

相続人確認表について

- 「相続人確認表」は、遺産分割協議を始めとする相続手続きをスムーズに進めるため、相続人の確定等に活用いただけるものです。
- 当金庫におきましても、作成いただいた「相続人確認表」を用いて手続きを進めさせていただいております。

法定相続人と相続割合

民法では、次のような順位および割合が定められており、被相続人の配偶者は常に相続人になります。

順位 1 配偶者（1/2）と被相続人の子※（1/2）

※代襲相続人を含む

順位 2 配偶者（2/3）と被相続人の父母（1/3）

順位 3 配偶者（3/4）と兄弟姉妹（1/4）

順位 4 配偶者のみ（全部）

※ 配偶者がおられない場合は、上記順位の内「配偶者」を除き読み替えていただきますようお願いいたします。

遺留分

相続人が被相続人の財産から法律上取得することが保証されている最低限の取り分をいいます。

遺留分に相当する財産を受け取ることができなかった場合、遺留分権利者は、贈与または遺贈を受けた者に対し、遺留分を侵害されたとして、その侵害額に相当する金銭の支払いを要求することができます。（遺留分侵害額請求）

なお、令和元年7月1日より前に被相続人が亡くなった場合は、改正前民法の規定に基づく取扱いとなります。

代襲相続人

被相続人の子が相続開始以前に死亡したり、欠格事由や廃除により相続権を失ったときは、その子（被相続人の孫）が代襲して相続人となります。

なお、兄弟姉妹の子（甥・姪）は代襲相続できませんが、その子以降は代襲相続できません。

※ 相続放棄された方の子も代襲相続できません。

「相続人確認表」は次ページへ

相続人確認表

年 月 日現在

第二順位（親）

父

母

配偶者（常に相続人）

被相続人

子

子

先妻・先夫

甥・姪

兄弟姉妹

第一順位（子・代襲相続人）

孫

- 相続人の範囲はP12を参照願います。
- 該当者がいない場合は、斜線を引いてください。
- 既に亡くなっている場合は、下部に「亡 死亡年月日」とご記入ください。
- 相続放棄、廃除、欠格の場合は、下部にその旨をご記入ください。

第三順位（兄弟姉妹・甥姪）



平塚信用金庫